

令和7年第2回町議会臨時会

【会期：5月1日】

本会議の審議の結果は次のとおりです。

議案等表決結果一覧表

◆全会一致で可決、承認した議案

議案番号	件名	議決の結果
発議第1号	議会広報特別委員会の設置について	原案可決
承認第1号	専決処分第1号の承認を求めることについて(愛南町税条例の一部を改正する条例)	原案承認
承認第2号	専決処分第2号の承認を求めることについて(愛南町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
承認第3号	専決処分第3号の承認を求めることについて(愛南町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)	原案承認

※同意第1号により、監査委員に池田栄次議員を選任することに同意しました。

詳しくは、町ホームページに公開予定の会議録によりご確認ください。なお、議会のインターネット中継は町ホームページから専用サイト(愛媛CATV)にアクセスすることでご覧いただけますのでぜひご利用ください。



お知らせ

令和7年度からの介護保険料についてお知らせします

令和7年度より、所得段階が第1段階、第2段階および第4段階に該当する方について、下記の通り一部変更になるためお知らせします。



●保険料および保険料額の変更点

【改定前】

所得段階	保険料率	保険料(年額)	対象者
1段階	0.285 【0.455】	20,900円 【33,300円】	○生活保護を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方
2段階	0.485 【0.685】	35,500円 【50,100円】	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の方
～	～	～	～
4段階	0.9	65,900円	○本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税課税の人がおり、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方

【改定後】

所得段階	保険料率	保険料(年額)	対象者
1段階	0.285 【0.455】	20,900円 【33,300円】	○生活保護を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受給している方 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円以下の方
2段階	0.485 【0.685】	35,500円 【50,100円】	○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円超120万円以下の方
～	～	～	～
4段階	0.9	65,900円	○本人は住民税非課税だが、世帯の誰かに住民税課税の人がおり、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万9千円以下の方

問：税務課 電話：72-7301 (賦課徴収に関するお問い合わせ)
 高齢者支援課 電話：73-7125 (資格、サービス利用等に関するお問い合わせ)

お知らせ

株式会社中山製鋼所さまから 企業版ふるさと納税(寄附金)の贈呈

株式会社中山製鋼所さまから、企業版ふるさと納税(寄附金:10,000,000円)が寄贈され、役場本庁で感謝状贈呈式を行いました。

株式会社中山製鋼所さまは、大阪に本社を置き、鉄鋼、建材、エンジニアリング事業等を展開されており、ご縁があって寄附をいただく運びとなりました。

いただいた寄附金については、株式会社中山製鋼所さまのご意向により「活力ある産業を育てる事業」に係る取り組みに使用いたします。



▲左から 中村維伯町長、畑田佳則本部長

問：企画財政課 政策推進室 電話：73-7075

お知らせ

えひめ夏旅なんよキャンペーン

県と南予9市町が組織する南予広域観光プロモーション協議会では、南予地域の観光振興および経済活性化を図るため、6月28日(土)から9月30日(火)まで「アドベンチャーエヒメ」をキャッチフレーズに観光客増を目指す「えひめ夏旅なんよキャンペーン」を開催します。

問：商工観光課
電話：72-7315



特設
サイト

えひめ夏旅なんよキャンペーン
2025.6.28~9.30

主催 愛媛県南予地域/宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町
共催 南予広域観光プロモーション協議会 アドベンチャーエヒメ

お知らせ

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十二回特別弔慰金が支給されます

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和7年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、第十二回特別弔慰金として額面27.5万円、5年償還の記名国債が支給されます。

- ▶請求期間 令和10年3月31日まで
- ▶請求窓口 役場本庁保健福祉課および各支所

問：保健福祉課 電話：72-1212

お知らせ

愛南町公共交通フォトコンテスト 2025 作品を募集します

- ▶題材 路線バスやタクシー・あいなんバスを身近に感じられる写真(車内、車外、車窓からの風景)
- ▶応募期限 令和8年1月21日(水) ※必着
- ▶応募方法 役場本庁総務課または各支所に用意してある応募票に必要事項を記入し、写真(データによる応募可)とともに郵送または持参により提出してください。

詳しくは町ホームページをご覧ください。総務課にお問い合わせください。



愛南町
ホーム
ページ



▲昨年度入賞作品(作品名:お帰り愛南町へ)

問：総務課 電話：72-1211

募集

令和8年度採用【第1回：早期募集】の愛南町正規職員を募集します

- ▶受付期間 5月23日(金)～6月6日(金) 8:30～17:15(土日・祝日を除く)
- ▶受付方法 インターネット上で受け付け ▶試験日時 7月13日(日) 9:00～(予定)
- ▶申込方法 職員採用専用サイトより申し込み(町ホームページのトップ画面よりアクセス)

職募集種	介護福祉士	保育士	看護師	放射線技師
	1名	1名	3名程度	1名



申し込み専用サイト

※年齢要件について、介護福祉士は40歳まで、保育士は35歳まで、看護師・放射線技師は50歳までです。

※【第2回：通常募集】は例年どおり7月初旬頃に告示します。

採用予定職種は一般行政職(初級)、消防士等を予定しています。

※専用サイトにて申し込みの受け付けを行いますので、紙媒体の申込書はありません。

全ての手続きはインターネット上で完結します。

問：総務課 電話：72-1211

お知らせ

エアコン設置費用助成事業についてお知らせします

高齢者の熱中症による事故を未然に防ぐため、75歳以上のひとり暮らしの高齢者または75歳以上の高齢者のみ世帯がエアコンを購入して設置する費用を助成します。

詳しくは、役場本庁高齢者支援課までお問い合わせください。

※購入設置する前に申請が必要です。購入設置後に申請することはできません。

▶補助対象者 次のいずれにも該当する方

- ① 町の住民基本台帳に登録されて1年以上経過していること
- ② 対象住宅にエアコンの設置がない、または既設のエアコン(複数ある場合はその全て)が故障等により使用できるエアコンがないこと
- ③ 町民税非課税世帯であること
- ④ 補助金の交付を受けようとする方およびその同一世帯員が町民税等を滞納していないこと
- ⑤ 生活保護を受給していないこと
- ⑥ 過去にこの補助金を受けていないこと

▶補助対象者とならない場合

- ① 対象住宅に75歳未満の世帯員がいる別の世帯が同居するとき
- ② 住宅の新築または増改築の際にエアコンを設置するとき

▶補助金の額

エアコンの購入および設置に要する費用の2分の1以内(5万円を限度)

▶その他の要件

- ・町内に事業所(支店を含む)を有する小売業者等から購入および設置すること
- ・台数は、1対象世帯につき1台のみとする
- ・故障したエアコンの買い換えに対する補助金を受けるときは、故障等により使用できないエアコンは全て撤去すること

問：高齢者支援課 電話：73-7125



お知らせ

避難行動要支援者の名簿情報提供に関する条例(案)の制定についてパブリックコメントを実施します

地域の助け合い(共助)によって、要支援者の情報を地域の自主防災組織など避難支援関係者へ提供を行うことについて、条例を制定するにあたりパブリックコメントを実施します。上記の二次元コードから町ホームページにアクセスし、専用フォームから皆さまのご意見をお聞かせください。

▶募集期間 6月2日(月)～6月30日(月)

問：消防本部防災対策課 電話：72-0131



愛南町ホームページ

募集

空き家バンクの登録物件募集

町では、空き家バンクを開設し、県外からの移住者を対象とした空き家情報の提供を行っています。

現在、空き家バンクへの登録物件を募集しています。町内に居住用の空き家を所有している方で、賃貸や売却を希望する物件がありましたら、ぜひ登録をお願いします。詳細については、役場本庁企画財政課政策推進室までご相談ください。

問：企画財政課 政策推進室
電話：73-7075



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ

介護予防手帳を発行します

高齢になっても健康でいきいきと楽しく暮らしていくためには、毎日の暮らしの支えになるような、気持ちが明るく前向きになる活動を行うことが大切です。

町では、高齢期の積極的な活動継続や生活機能向上のため、介護予防手帳を発行します。ぜひ健康づくり・介護予防に役立ててください。

- 内容 ①私のプラン・活動記録表
②血圧等健康の記録表
③予防接種の記録
④健康づくり・介護予防に役立つ情報等
- 対象 町内在住で40歳以上の希望者(1人1冊無料)
- 配布場所 役場本庁 地域包括支援センター

問：地域包括支援センター 電話：72-7325

お知らせ

乳房超音波検診

30歳代女性を対象とした乳がん検診(乳房超音波)を次の日程で実施します。受診を希望される方は、事前にWEBまたは電話でお申し込みください。

▶対象 30歳~39歳 女性

▶日時・場所

8月18日(月) 9:30~11:00、13:00~14:00

城辺保健福祉センター

8月29日(金) 9:30~11:00、13:00~14:00

御荘文化センター

※午前・午後のどちらかで

希望をお聞きます。

(要予約:人数制限あり)



WEB
予約専用
ページ

問：保健福祉課 電話：72-1212 または
73-7400

お知らせ

税込確保に向けて県と連携

町では、県と町の職員が連携して滞納整理業務を行う職員相互併任を平成24年度から導入して、税込の確保に取り組んでいます。

今年度は愛媛県職員の宮地幸男担当係長と阿部桐子主事を愛南町税務課管理収納係に任命しました。

問：税務課 電話：72-7301

お知らせ

国民健康保険税の算定方法変更

令和7年度分国民健康保険税の算定に係る改正についてお知らせします。

●賦課限度額の引き上げ

※国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額(医療分)に係る賦課限度額を65万円から66万円に引き上げます。

※後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を24万円から26万円に引き上げます。

区分	医療分	支援金分	介護分
現在	65万円	24万円	17万円
改正後	66万円 (+1万円)	26万円 (+2万円)	17万円

●軽減判定所得基準額の見直し

※国民健康保険税に係る軽減判定基準が次のとおり変更となります。

【5割軽減】

	基準となる所得金額
現在	世帯主と加入者の合計所得が43万円 + (29.5万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数 - 1) 以下
改正後	世帯主と加入者の合計所得が43万円 + (30.5万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数 - 1) 以下

【2割軽減】

	基準となる所得金額
現在	世帯主と加入者の合計所得が43万円 + (54.5万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数 - 1) 以下
改正後	世帯主と加入者の合計所得が43万円 + (56万円×加入者数) + 10万円×(給与所得者等の数 - 1) 以下

問：税務課 電話：72-7301



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ

医療費受給者証の更新手続きをお知らせします

次の各医療費受給者証の更新について、対象となる方に更新申請書を郵送します。期間内に更新手続きをしてください。※申請期間は、いずれも6月18日(水)から27日(金)で、住所地(町民課または各支所)で手続きをしてください。

【ひとり親家庭医療費受給者証】

▶持参していただくもの

印鑑、対象者全員の各種健康保険または共済組合の資格確認書(効力を有する被保険者証でも可)(コピー可)、現在交付中のひとり親家庭医療費受給者証、送付の更新申請書、本人確認ができるもの(運転免許証等)、在学証明書(該当者の世帯状況等によっては提出を求める場合があります)。

※所得税が課税されていない場合は該当となります。ただし、前年所得での判定となりますので、これまで該当しなかった方も所得の変動などにより受給できる場合がありますのでご相談ください。

※更新手続きの提出がない場合、受給者証を交付することができませんので必ず提出してください。

【重度心身障害者医療費受給者証】

▶持参していただくもの

印鑑、各種健康保険または共済組合の資格確認書(効力を有する被保険者証でも可)(コピー可)、現在交付中の重度心身障害者医療費受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、送付の更新申請書

問：町民課 電話：72-7300

お知らせ

歯周疾患検診のお知らせ

歯周病の早期発見・早期治療のために20歳、30歳、40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に歯周疾患検診を実施しています。

検診を受けるためには医療機関への依頼書が必要ですので、事前に役場本庁保健福祉課にお申し込みください(※20歳、30歳、40歳の方には送付していますので、事前の申し込みは不要です)。

▶検診料 無料※治療代は自己負担になります。

▶受診期間 令和8年2月28日(土)まで

▶令和7年度対象者

年齢	対象生年月日
20歳	平成17年4月1日～平成18年3月31日
30歳	平成7年4月1日～平成8年3月31日
40歳	昭和60年4月1日～昭和61年3月31日
50歳	昭和50年4月1日～昭和51年3月31日
60歳	昭和40年4月1日～昭和41年3月31日
70歳	昭和30年4月1日～昭和31年3月31日

問：保健福祉課 電話：73-7400



さ～て! 今月のかんきょうかわら版は～!

『不法投棄・ポイ捨ては犯罪です! ごみは適切に処理しましょう!』



愛南町
ホームページ



町内において山林や河川、道路、公園、空き地等にごみを不法投棄するケースが後を絶ちません。4月には住民からの連絡により、蓮乗寺川で大量の不法投棄を確認しました。不法投棄は、土壌や河川、海が汚染されるなどの深刻な環境問題につながる重大な犯罪行為ですので絶対にやめましょう。

もし、不法投棄をしている人を見かけた場合は、不用意に近づいたり注意したりせず、役場本庁環境衛生課もしくは、愛南警察署までご連絡ください。

問：環境衛生課 電話：72-7316



蓮乗寺川で確認された不法投棄(令和7年4月)

お知らせ

恋活・婚活相談会を開催します

婚活や恋愛についての色々な悩みを、えひめ結婚支援センタースタッフに相談してみませんか？

相談は、ご本人からはもちろん、友人、親御さん、周りの独身者に婚活を勧めたい方、どなたでもかまいません。お気軽にお越しください。

※相談には予約が必要です。

▶日時

7月12日(土) 11:00~15:00(最終受付:14:00)

▶場所 御荘文化センター 3階研修室

▶予約・問い合わせ先

えひめ結婚支援センター南予事務所
電話:0893-57-6705



愛南町
ホームページ



問: 子育て支援課
電話: 73-7135

お知らせ

人権擁護委員の日のお知らせ

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

私たちの街の相談パートナーである人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動のほか、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動に取り組んでいます。

差別・嫌がらせ・暴行・虐待・体罰・いじめ・プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの方はお近くの人権擁護委員にご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

なお、人権相談専用ダイヤルは、次のとおりです(外国語人権相談ダイヤルのみ9:00から17:00まで、それ以外の相談は、8:30から17:15まで)。

▶子どもの人権に関する相談は「子どもの人権110番」
電話:0120-007-110

▶女性の人権に関する相談は「女性の人権ホットライン」
電話:0570-070-810

▶日本語を自由に話すことができない外国人の方は「外国語人権相談ダイヤル」
電話:0570-090-911

▶それ以外の人権に関する相談は「みんなの人権110番」
電話:0570-003-110

問: 人権啓発室 電話: 72-1530

お知らせ

御荘文化センター図書室講演会
「文学のこと、本のこと」開催のご案内

御荘文化センター図書室で講演会を開催します。少年期を愛南町で過ごした作家宇神幸男さんに、作家とは何か？作家と編集者の関係、出版界の事情、町の歴史と人物、町ゆかりの文学作品などについて語っていただきます。ぜひご参加ください。

▶開催日時 6月29日(日) 13:30~(約90分)

(注) 荒天等により延期または中止となる場合があります。

▶会場 御荘文化センター2階大研修室 ▶定員 30人

▶申込方法 電話またはEメールにて、6月26日(木)までにお申し込みください。

御荘文化センター図書室 担当:猪崎

電話:0895-73-1112(生涯学習課)

Eメール: shogaigakushu@town.ainan.ehime.jp

※申し込みの際は、お名前・連絡先をお伝えください。

※Eメールで申し込みの場合は、タイトルを「6月講演会」としてください。 問: 生涯学習課 電話: 73-1112



愛南町
ホームページ

お知らせ

児童手当のご案内

児童手当は、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童（高等学校修了前の児童）を養育している方に支給されます。

▶支給手続き

児童を養育する家計の主たる生計維持者が申請し、住所地の市区町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより、申請した翌月分から支給されます。

▶支給月額

○3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円

○3歳～高校生年代 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円

▶支払時期 原則として、2月、4月、6月、8月、10月、12月の15日（支給日が土日、祝日等の場合は、その前日）に支給されます。

●以下の変更事項があった方は必ず市町村に届出てください。

- ①児童を養育しなくなったことなどにより、支給対象となる児童がいなくなったとき
- ②受給者や配偶者、児童の氏名、住所が変わったとき（他市区町村や海外への転出を含む）
- ③一緒に児童を養育する配偶者を有するに至ったとき、または児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ④受給者の加入する年金（保険）が変わったとき（受給者が公務員になったときを含む）
- ⑤離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ⑥国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「父母指定者」の指定を受けるとき

児童手当現況届についてお知らせします

現況届の提出は原則不要です。

ただし、下記に該当する方については現況届の提出が必要です。提出がない場合、8月分以降の手当の支給が受けられなくなりますので、該当となる方はご連絡ください。また、加入保険の変更、受給者や配偶者、児童に係る状況に変更等があった方は、時期に関わらず変更の届出をお願いします。

●現況届の必要な方

- ・住民基本台帳上で住所を把握できない法人である未成年後見人
- ・6月1日現在で配偶者と離婚協議中である一般受給者
- ・住民基本台帳上の住所地以外の市町村で受給しているDV避難者
- ・戸籍および住民基本台帳上に記載のない児童に係る一般受給者
- ・施設等受給者

※該当となる方は、6月中に子育て支援課へご連絡ください。

問：子育て支援課 電話：73-7135



愛南町
ホームページ



パパママ必見！ 子育てをサポートする情報満載！

町内の小学校に入学する皆さんに、モンベル製の通学用カバン「わんパック®」を無償で配布しています！

色は、青、赤、茶、黒の4色からお選びいただけます。令和8年度小学校入学予定児童の保護者を対象に、6月上旬を目途に色の希望調査を実施しますので、回答をお願いします。

問：子育て支援課 電話：73-7135



昨年10月に実施した贈呈式の様子



7月28日(月)は参議院議員の任期満了日です



今夏は、7月28日(月)任期満了の参議院議員通常選挙が行われます。
投票のできる場所と期間は、今後掲載予定の町ホームページや公示日以降にご自宅に届く入場券で確認できます。皆さん投票に行きましょう！

期日前投票について

投票日当日、仕事やレジャーなどでお出掛けの予定がある場合は期日前投票ができます。また、当日の選挙権がある方で、入場券が万一お手元に届かなかったり、紛失されたりした場合は、入場券がなくても投票ができますので、投票の際に係員にお申し出ください。

期日前投票のできる場所は、次のとおりです。期日前投票は役場本庁・各支所のどこでも投票ができます。

▶場所 役場本庁、DE・あ・い・21、御荘文化センター、一本松支所、西海支所

投票日当日の投票終了時刻について

投票日当日は、終了時刻を繰り上げしている投票所がありますので、町ホームページや公示日以降に届く入場券をご確認ください。

不在者投票について

不在者投票制度とは、選挙期間中、仕事や旅行などで名簿登録地以外の市区町村に滞在している方が、滞在先の市区町村選挙管理委員会にて投票ができるものです。郵送にかかる日数を考慮し、お早めに投票用紙等の請求を行ってください。

病院、老人ホームなどに入院もしくは入所している方は、病院長(施設長)に申し出てください。不在者投票の事務を取り扱うことができる施設であれば、病院長(施設長)が投票用紙を選挙人に代わって請求することにより、その施設内で投票することができます。

郵便等による不在者投票について

身体障害者手帳等をお持ちの方または介護保険の要介護状態区分が次の表に該当する方は、郵便等による自宅での投票ができます。

事前にご家族の方が身体障害者手帳等を持参して、証明書の交付手続きをしてください。



愛南町
ホーム
ページ

問：愛南町選挙管理委員会
電話：72-1211

	障がい名	障がいの程度			
		1級	2級	3級	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	△	
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○	
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○	
戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
	両下肢、体幹の障がい	○	○	○	△
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○	
介護保険の被保険者証	要介護状態区分「要介護5」				

訂正：5月号P4の記事で株式会社広瀬建設の広瀬昌弘代表取締役の社名および氏名に誤りがありました。

PI0の記事で建設課上田健司課長補佐の役職に誤りがありました。

PI4の4月1日付教職員新規採用者および事務職員新規採用者の採用日付に誤りがありました。

P23上段の記事でバスケットボールコーチの山本さん氏名に誤りがありました。訂正してお詫び申し上げます。



令和7年度の各地区の行政協力員（正・副）をお知らせします

行政協力員（正・副）は、地区（行政区）内の自治組織の代表者（区長等）が充てられ、町と地域住民との間の連絡調整を行う役割を担っています。行政協力員の委嘱は町長が行い、町行政の民主的かつ効率的な運営を図ることを目的としています。

内海地域							
行政協力員							
地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
あじろ 網代	高魚 薫 <small>しげる</small>	ゆたい 油袋	那須 芳人 <small>よしと</small>	ひらばえ 平瀨	しかたろう 鹿太郎	かしわざき 柏崎	高川 一幸 <small>かずゆき</small>
なごみやま 魚神山	西本 庄藏 <small>しょうぞう</small>	いえくし 家串	細川 時史 <small>ときふみ</small>	すのかわ 須ノ川	ひろやす 洋裕	かしわ 柏	中田 章 <small>あきら</small>

一本松地域							
行政協力員							
地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
まさき 正木	國松 正人 <small>まさと</small>	こやま 小山	埜々下 義久 <small>よしひさ</small>	ひろみ 広見	おさむ 二神 修	みちくら 満倉	水野 則明 <small>のりあき</small>
ますだ 増田	長尾 英生 <small>ひでお</small>	なかのかわ 中川	赤岡 政典 <small>まさのり</small>	うわおどう 上大道	あきら 徳岡 朗	いっぽんまつ 一本松	尾崎 弘典 <small>ひろのり</small>

副行政協力員							
地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名	地区名	氏名
しもぐみだいいち 下組第一	檜口 展明 <small>のぶあき</small>	なかぐみ 中組	石河 則幸 <small>のりゆき</small>	おおまた 大又	しゅうへい 森田 修平	ひがいち 東一	人多 洋一 <small>よういち</small>
しもぐみだいに 下組第二	植松 惣治 <small>そうじ</small>	にしなかくみ 西中組	近藤 一弘 <small>かずひろ</small>	かげひら 影平	まさあき 入江 昌晃	ひがしに 東二	松本 勝利 <small>かつとし</small>
とくだ 徳田	松本 仁志 <small>ひとし</small>	うとぐしだいいち 内尾串第一	大野 伸文 <small>のぶふみ</small>	なもと 名本	まさあき 岡本 真明	にしち 西一	浅野 竹年 <small>たけとし</small>
みやのかわ 宮川	黒岩 松秀 <small>まつひで</small>	うとぐしだいに 内尾串第二	岡谷 健弘 <small>たけひろ</small>	なる 奈呂	のぶよし 山岡 伸好	にしに 西二	大西 政義 <small>まさよし</small>
ほんむら 本村	蕨岡 一郎 <small>いちろう</small>	うとぐしだいさん 内尾串第三	廣瀬 孝 <small>たかし</small>	みつの 光野	かずひろ 山本 和弘	つばはま 坪浜	熊澤 弘泰 <small>ひろやす</small>
ございしょ 御在所	山本 龍馬 <small>りゅうま</small>	ひろおか 広岡	井上 武 <small>たけし</small>	ちゃどう 茶堂	かつみ 吉村 克己	にしぐみ 西組	前田 重信 <small>しげのぶ</small>
おおだば 大駄場	蕨岡 努 <small>つとむ</small>	ひらばた 平畑	下田 俊也 <small>としや</small>	ゆみはり 弓張	まさし 山下 雅史	とうぶだいいち 東部第一	岡原 耕一郎 <small>こういちろう</small>
おおだ 太田	岡崎 憲行 <small>のりゆき</small>	なかぐし 中串	新開 和夫 <small>かずお</small>	こたく 古宅	けいすけ 岡原 圭助	とうぶだいに 東部第二	池田 幸司 <small>こうじ</small>
かめのくし 亀之串	中谷 了 <small>りょう</small>	ひがしこやま 東小山	浅山 稔 <small>みのる</small>	だば 駄場	ひろかず 田中 宏一	なんぶ 南部	濱田 槇 <small>しん</small>
はちにんぐみ 八人組	緒方 剣 <small>けん</small>	ほんむらだいいち 本村第一	黒萩 恵二 <small>けいじ</small>	おかだば 岡駄場	よういち 池田 陽一	せいぶ 西部	井上 新也 <small>しんや</small>
ひがしなかや 東中屋	吉弘 真 <small>すなお</small>	ほんむらだいに 本村第二	土幡 淳 <small>すなお</small>	なる 名路	ひろつね 大西 弘恒	ほくぶ 北部	二神 功一 <small>こういち</small>
にしなかや 西中屋	田原 駒夫 <small>こまお</small>	さかいし 坂石	市村 良孝 <small>よしたか</small>	むかいやま 向山	きんや 吉田 錦也		
ひがしなかくみ 東中組	中谷 美雄 <small>よしお</small>	しんでん 新田	赤松 久 <small>ひさし</small>	くぼえ 久保江	岡原 俊機 <small>としき</small>		



「行政なんでも相談所」をご利用ください

行政相談委員は、行政相談委員法に基づき総務大臣から委嘱された民間のボランティアです。皆さんの行政に関する苦情や意見・要望をお聞きし、皆さんと役所などの間に立ち、公平・中立的な立場で相談に乗ってくれます。本町の行政相談委員は次の方々です（敬称略）。

○金田孝一（内海）○坂尾英治（御荘）○黒澤民彦（城辺）○西村信男（一本松）○山岡島子（西海）

行政なんでも相談所は、毎月第2水曜日に各地域で開設しています。相談は無料で秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

御荘地域			
行政協力員(正・副)			
地区名	氏名	地区名	氏名
きくがわだい 菊川第1	としかず 田中 恵和	ながつきだい 長月第1	みつゆき 竹平 満之
きくがわだい 菊川第2	まさあき 橋岡 政明	ながつきだい 長月第2	かずよし 小松 一好
きくがわだい 菊川第3	やすひろ 吉良 安浩	ながつきだい 長月第3	あきひろ 増田 明広
きくがわだい 菊川第4	やすひさ 平野 安久	ながつきだい 長月第4	かくお 川添 寛夫
ひらやま 平山	やすし 小野山 泰史	ふっさき 節崎	たつや 稲田 達也
ながす 長洲	たけみち 長岡 健道	ばせ 馬瀬	ふみお 吉田 富美雄
ながさき 長崎	ひろゆき 近平 博行	みどろ 深泥	たけひこ 橋本 武彦
かいづか 貝塚	かずひろ 鎌田 和宏	ぼうじょうなるかわ 防城成川	ひさお 奥村 久夫
やの 八幡野	ひろき 大西 弘記	あかみず 赤みず	ともひこ 増田 智彦
ほんまち 本町	かずよし 早川 和吉	たかほた 高畑	しゅうじ 山口 秀二
てらしんまち 寺新町	じゅんいち 池田 純一	しりがい 尻貝	まもる 池田 護
さかえまち 栄町	しんじ 浅海 伸児	おく たに 奥の谷	ゆきお 濱田 幸男
かみまち 上町	ふさこ 河人 総子	なか たに 中の谷	ひろたか 浅海 宏貴
ばば 馬場	ひろし 吉本 浩	こうて 高手	みついき 清水 三生
しもなが 下永ノ岡	いわき 長田 岩喜	なだまえ 灘前	かずや 酒井 一也
かみなが 上永ノ岡	かずひろ 永元 一広	そうず 左右水	つよし 林 毅
わぐちだい 和口第1	しんや 山本 真也	ざるなき 猿鳴	みちはる 佐々木 道春
わぐちだい 和口第2	としゆき 吉本 敏幸		

西海地域			
行政協力員(正・副)			
地区名	氏名	地区名	氏名
こしだ 越田	ともはる 川崎 友春	おおなるかわ 大成川	しんじ 清家 真二
ゆだち 弓立	まさる 内田 勝	こなるかわ 小成川	わかひと 小谷 若仁
こうら 小浦	としゆき 中平 利幸	ふくら 福浦	ひさし 福田 久
かしばく 檜月	かつよし 川畑 克允	むぎがうら 麦ヶ浦	ひとし 幸田 均
ふなこし 船越	けんじ 長岡 健治	むしやどまり 武者泊	またかつ 畑部 又勝
ひさげ 久家	ひとし 吉田 仁	そとまり 外泊	ゆきとし 吉田 幸稔
しもひさげ 下久家	ゆうぞう 山下 勇造	なかどまり 中泊	しゅんいち 吉田 俊一
たるみ 樽見	なおと 吉澤 直人	うちどまり 内泊	まさひこ 松井 正彦

城辺地域			
行政協力員(正・副)			
地区名	氏名	地区名	氏名
そうづ 僧都	ただかず 久能 忠和	しみず 清水	みつなお 沖野 満直
やまいだし 山出	ゆきひろ 佐藤 幸洋	おき 沖1	しょうぞう 中平 祥造
かじごうかみ 梶郷上	ひとし 久徳 人志	おき 沖2	まさし 武久 正志
おおどうかみ 大道上	かおる 吉田 かおる	まつもと 松本	まさひさ 岡田 正寿
おおどうしも 大道下	ひでき 宮本 秀樹	くぼ 久保	たかし 中田 充
かしたこ 檜床	あきら 吉田 彰	とりごえ 鳥越	ふさお 岸本 房雄
といぐち 樋口	まさとし 眞澁 正利	なかはら 中原	ゆうじ 宮本 裕司
にしやなぎ 西柳	けいぞう 塚岡 啓三	どい 土居	あきら 廣瀬 章
おが 岡	なおき 坂口 直樹	みしまだんち 三島団地	みやこ 矢鋪 都
ななみどり 中緑	りょう 金繁 亮	れんじょうじ 蓮乗寺	こうじ 沖野 浩次
とうじ 当時	よしかず 山口 吉一	わきもと 脇本	じゅんじ 小嶋 盾二
しもみどり 下緑	かつのり 金繁 克則	なかたま 中玉	まさし 本多 正志
さこく 左谷	さとし 増本 俊志	おおはま 大浜	のりゆき 武田 徳幸
だば 太場	ゆたか 山田 豊	かきのうら 柿ノ浦	みずず 若木 美鈴
とよた 豊田	こうじ 安岡 宏次	あつもり 敦盛	あつし 柴田 淳
みのこし 神越	こういち 松比良 功一	いわみず 岩水	ともひさ 山田 智久
なか たに 中の谷	てるお 長田 照夫	かきうち 垣内	せんいち 大黒 仙一
はな 鼻	よういち 増田 陽一	ひがしはま 東浜	みずず 菊地 美鈴
しもながの 下長野	しげる 宮崎 茂	なかくみ 中組	けんたろう 東本 健太郎
いしいで 石井手	ちあき 清家 千秋	おくまえ 奥前	つかさ 大内 宗
いせまち 伊勢町	あきら 河野 晃	にしはま 西浜	くにお 岩崎 邦夫
やまち1 矢の町1	よしのり 倉田 美憲	はなまえ 鼻前	よしゆき 田村 宜之
やまち2 矢の町2	ひでや 安岡 英也	いるかごえ 鰯越	たかひろ 久徳 孝広
やまち3 矢の町3	すなお 松比良 直	ふるつき 古月	こうさく 中野 耕作
なかもちかみ 中町上	よしこ 布山 叔子	ひつち 日土	きとし 山口 喜智
なかもちしも 中町下	よしゆき 源 良行	おじうら 大寿浦	しげと 山口 重人
きたうら 北裡	よしと 山上 良人	まうら 真浦	かつひと 濱田 克人
うしろ 後1	たかいち 倉田 貴一	にしまうら 西真浦	しげる 浅田 茂
うしろ 後2	まさる 渡邊 真佐留	しんうら 新浦	さとし 二宮 敏
うしろ 後3	ふじこ 西家 富士子		

問：総務課 電話：72-1211



愛南町職員の給与・定員管理等を公表します

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第58条の2および愛南町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、愛南町の人事行政の運営等の状況概要を公表します。なお、紙面の都合上、詳細は町ホームページに掲載しますのでご覧ください。



愛南町
ホーム
ページ

4.一般行政職の級別職員数等の状況

(1)一般行政職の級別職員数の状況(R6.4.1現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
職務	主事	主査	係長・主任	主幹・課長補佐	課長	総括課長
職員数	32人	36人	12人	95人	36人	2人
構成比	15.0%	16.9%	5.6%	44.6%	16.9%	0.9%

(2)昇給への勤務成績の反映状況

愛南町職員の人事評価に関する規則に基づき、毎年1回(定期的に)人事評価を行い、人事管理の基礎資料とし、公務能率の発揮および推進を図っています。

また、人事異動に当たった希望、勤務状況についての自己評価、現在の仕事についての成果などを申告する自己申告書を職員に提出させ、人事異動において活用しています。

5.職員の手当の状況

(1)期末手当・勤労手当(R5年度)

区分	期末手当	勤労手当	1人当たりの平均支給額
賞与	2.45月分	2.05月分	1,592千円

(2)退職手当(R6.4.1現在)

区分	勤続20年	勤続25年	勤続35年	最高限度額	その他の加算措置	1人当たり平均支給額
勤奨・定年	24.58 6875 月分	33.27 075月 分	47.70 9 月分	47.70 9 月分	定年前早期退職特別措置(2~20%加算)	18,494 千円
自己都合	19.66 95 月分	28.03 95 月分	39.75 75 月分	47.70 9 月分	-	1,036 千円

※職務の級等の区分に応じた6段階の調整月額を決め、職員の在職期間のうち、その月額が高い方から60月分の合計額を調整額として加算しています。

※退職手当の1人当たり平均支給額は、R5年度に退職した職員に支給した平均額です。

(3)特殊勤務手当(R6.4.1現在)

R5年度決算	支給実績	3,196千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	79,900円
	職員全体に占める手当支給職員の割合	11.9%
R5年度	手当の種類(手当数)	9

(4)時間外勤務手当

R5年度決算	支給実績	46,140千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	137千円
R4年度決算	支給実績	75,408千円
	支給職員1人当たり平均支給年額	223千円

1.総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

歳出額(A)	人件費(B)	人件費率(B/A)
16,883,751千円	3,444,178千円	20.3%

人口19,038人(R6.1.1現在)

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

給料	職員手当	期末・勤労手当	計
1,220,865千円	152,921千円	490,084千円	1,863,870千円

一人当たりの給与費5,547千円(職員数336人)

※職員手当には、退職手当を含みません。

2.職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額の状況(R6.4.1現在)

職種	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	45.3歳	321,091円	367,231円
技能労務職	52.5歳	286,491円	287,450円

(2)職員の初任給の状況(R6.4.1現在)

区分	愛南町	愛媛県	
一般行政職	大学卒	218,100円	226,953円
	高校卒	192,447円	195,667円

3.一般行政職給料表の状況

(1)一般行政職の給料表の状況(R6.4.1現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号級の給料月額	184,601円	231,380円	262,867円	289,023円	311,658円	337,010円
最高号級の給料月額	259,648円	310,351円	356,828円	391,635円	400,589円	418,194円

(2)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(R6.4.1現在)

区分		10年	20年	25年	30年
一般行政職	大学卒	257,638円	352,428円	368,471円	381,582円
	高校卒	228,762円	286,423円	337,411円	370,033円
技能労務職	高校卒	-	-	235,908円	284,763円
	中学卒	-	-	-	283,808円

9. 職員のサービスの状況

(1) 年次有給休暇(R5.1.1~R5.12.31)

総付与日数 (A)	総取得日数 (B)	全対象 職員数(C)	平均取得 日数(B/C)	消化率 (B/A)
7,944日	1,822日	200人	9.1日	22.9%

(2) 育児休業等の取得状況(R5年度)

区分	男性	女性	合計
育児休業取得者数	7人	5人	12人
うち新規取得者数	7人	4人	11人
部分休業取得者数	0人	0人	0人
うち新規取得者数	0人	0人	0人
深夜勤務および時間外勤務の制限請求者数	0人	0人	0人
うち新規取得者数	0人	0人	0人

10. 職員の研修および勤務成績の評定の状況

職員の勤務能率の発揮および増進のため、以下の研修を実施しています。

区分	研修名等	
職場内研修	接遇研修、メンタルヘルス研修ほか	
職場外研修	基本研修 階層別研修	新採職員研修、初級職員研修、中級職員研修、係長級研修、課長級研修ほか
	ステージアップ 研修	地方自治法講座、問題解決・発想力パワーアップ講座、ファシリテーション講座ほか
	派遣研修 専門研修機関	市町村アカデミー研修
官公庁	愛媛県	

11. 職員の福祉および利益の保護の状況

(1) 職員の健康保持、疾病予防対策の状況(R6年度)

職員定期健康診断および健康相談を実施し、職員の健康確保に努めました。

また、定期的に産業医が職場を巡視し、健康障害の防止および快適な職場環境の形成を図りました。

(2) 職場の安全衛生の状況(R6年度)

労働安全衛生法等に基づき、衛生委員会の設置、産業医、衛生管理者等の配置を行い、快適な職場環境の実現と職場における職員の安全と健康の確保のため安全衛生管理体制を整備しています。

(3) 福利厚生制度に係る負担状況(R5年度普通会計決算)

区分	負担金額
共済組合負担金	471,431千円
愛媛県市町村職員共済組合	471,431千円
愛媛県公立学校共済組合	9,631千円
愛媛県市町村互助会	3,502千円

(4) 公務災害の状況(R5年度)

令和5年度の公務災害の受理および認定件数は5件でした。

(5) 通勤災害の状況(R5年度)

令和5年度の通勤災害の受理および認定件数は0件でした。

(6) 勤務条件に関する措置要求の状況(R5年度)

令和5年度に勤務条件に関する措置要求はありませんでした。

(7) 不利益処分に関する不服申し立ての状況(R5年度)

令和5年度に不利益処分に関する不服申し立てはありませんでした。

問：総務課 電話：72-1211

6. 特別職の報酬等の状況(R6.4.1現在)

区分	給料月額	期末手当
町長	770,000円	年間3.40月分
副町長	625,000円	
教育長	570,000円	

区分	給料月額	期末手当
議長	286,000円	年間3.40月分
副議長	227,000円	
議員	181,000円	

7. 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部門	区分	職員数			主な増減理由
		R5年	R6年	前年比	
一般行政部門	議会	3人	3人	0人	業務見直しによる増員
	総務	49人	50人	1人	
	税務	13人	13人	0人	
	民生	94人	97人	3人	
	衛生	25人	23人	△2人	
	農林水産	26人	27人	1人	
	商工	12人	12人	0人	
	土木	17人	15人	△2人	
	小計	239人	240人	1人	
特別行政部門	教育	48人	50人	2人	業務見直しによる増員
	消防	49人	52人	3人	
	小計	97人	102人	5人	
会計部門	病院	36人	37人	1人	業務見直しによる減員
	水道	11人	10人	△1人	
	下水道	1人	2人	1人	
	その他	22人	20人	△2人	
	小計	70人	69人	△1人	
合計		406人	411人	5人	

8. 職員の分限および懲戒処分の状況(R5年度)

区分	種類	内容	該当
分限処分	降任 免職 休職 降給	・勤務成績が良くない場合 ・心身の故障の場合 ・職に必要な適格性を欠く場合 ・職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合 ・刑事事件に関し、起訴された場合 ・失職した場合	5件
		・法令に違反した場合 ・業務上の義務に違反または職務を怠った場合 ・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合	2件